

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 国の主な動向

令和2年に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

■地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

(1)重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものとして社会福祉法第106条の4に規定された事業です。人々の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

(2) 災害対策基本法の改正

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。この教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。しかしながら、令和元年東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨等による災害等においても多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題がありました。これらを踏まえ、令和3年に災害対策基本法が改正され、市町村において避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務化されました。また、令和7年の改正では、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、「福祉サービスの提供」が明記されるなど、被災者に対する福祉的支援が拡充されました。

(3) こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

少子化の進行や児童虐待、いじめなど、子どもを取り巻く様々な社会問題に対し、より本質的かつ効果的な対応を図ることを目的に、令和5年に「こども家庭庁」が創設されました。これにより、従来は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがって実施されていた子どもに関する政策や支援が、一元的に推進される体制が整えられました。

また、令和4年には「こども基本法」が制定され、翌令和5年に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全ての子どもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。法律では、子ども施策の基本理念に加え、「こども大綱」の策定や、子どもや若者の意見を施策に反映させるための仕組みなどが定められています。

さらに令和6年には、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正後は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」)が改正されました。これにより、ヤングケアラー支援や貧困の予防といった、子どもの将来や社会構造に大きな影響を与える課題への対策が、法律に明記されました。

これらの動きは、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体で子ども施策を総合的かつ強力に推進していくための重要な一歩となっています。

(4) 孤独・孤立対策推進法の施行

社会構造の変化によって個人と社会及び他者との関わりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、一層の孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。こうした状況を受け、令和6年に孤独・孤立対策推進法が施行され、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等について規定されました。